

## 公益社団法人新潟県介護福祉士会 役員選出規則細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人新潟県介護福祉士会（以下「本会」という。）役員選出規則（以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、役員選出に関する細目事項を定めることを目的とする。

### (改選年)

第2条 役員改選は、隔年ごとにその年の6月の通常総会において行う。

2 理事会は前項の改選実施について、その6か月前から会員へ広報しなければならない。

### (選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会は、すべての機関より独立する。

### (選挙管理委員の名簿公表)

第4条 会長は、選挙管理委員の名簿が確定次第、会員に公表しなければならない。

### (会員理事選挙の公示)

第5条 選挙管理委員会は、規則第8条第3項の公示を行わなければならない。

### (公示内容)

第6条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事の区分と定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

### (理事定数の細区分)

第7条 規則第3条に規定する理事区分を会員数及び地域の実状を勘案して以下の区分とする。

|                           | 区 分  |
|---------------------------|--|
| 正 会 員 理 事<br>(正会員の選挙にて選出) | 上越ブロック 2人<br>中越ブロック 4人<br>下越ブロック 4人<br>佐渡ブロック 2人 |
| 外 部 理 事<br>(理事会にて推薦選出)    | 10人  |
| 合 計                       | 22人  |

(立候補正会員の資格要件)

第8条 規則第7条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 選挙管理委員会が第6条の公示を行った時点で、本会の正会員として、累積2年間以上在籍していること。
- (2) 新潟県内に在住、または職場が新潟県内であること。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。

2 前項1号の在籍期間の累積は、本会の前身である社団法人新潟県介護福祉士会での在籍期間をも含むものとする。

(推薦者の要件)

第9条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第6条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。

(立候補受付期間)

第10条 選挙管理委員会は、規則第8条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない範囲で立候補の受付期間を定め、改選年の3月末日までにこれを完了させなければならない。

(立候補届け出様式)

第11条 正会員理事に立候補する者は、所定の「様式1」で届け出なければならない。

2 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第12条 正会員理事立候補者を推薦する者は、所定の「様式2」で届け出なければならない。

2 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(応募手続)

第13条 立候補者は、第11条の立候補届けを提出するときは、5人の正会員から第12条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送、または直接持参し提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

(立候補者の名簿公表)

第14条 選挙管理委員会は、規則第10条の規定に基づき、立候補者の名簿を次のとおり会員に公表する。

(ア) 氏名

(イ) 性別

(ウ) 会員番号

(エ) 勤務先名称

(オ) 現住所地名(市・郡名のみ)

(立候補者定数未達の措置)

第15条 各ブロックでの立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員長は運営委員会に定数の候補者推薦を依頼する。

2 前項の手続方法は、当初立候補の受付に準ずるものとする。

(選挙の方法)

第16条 規則第5条第1号の規定に基づき、上越・中越・下越・佐渡の各ブロックでの投票方法は、次のとおりとする。

(1) 選挙権は、第6条の公示の時点で正会員であるものとする。

(2) 各ブロックの立候補者が定数を超えた場合は、立候補者の氏名が列記された用紙に定数と同数の○印を付して投票する。

(3) 投票は郵送により行う。投票用紙は選挙管理委員会から選挙権者に直接送付する。

(4) 投票は定められた期間に行い、その消印にて有効とする。

(5) 投票は無記名投票とする。

(6) ○印が定数よりも多い場合は、これを無効票とする。

(7) ○印が定数よりも少ない場合は、これを有効票とする。

(8) 得票数が同数の場合はくじ引きとする。

(9) 立候補者が定数を超えないときは、投票によらないでその候補者を当選とする。

(当選者の決定と報告)

第17条 有効投票数の上位者より、得票順に選出理事定数を当選者とし、選挙管理委員会はすみやかに理事会に報告するとともに公示する。

(改廃)

第18条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この細則は平成19年 6月10日から施行する。
- 2 この細則は平成21年 6月 6日から施行する。
- 3 この細則は平成26年 6月14日から施行する。
- 4 この細則は平成30年 5月12日から施行する。